

平成27年6月26日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

**新家工業株式会社**

取締役社長 澤 保

## 第151期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の第151期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

### 報 告 事 項

1. 第151期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
2. 第151期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、期末配当金は1株につき4円に決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。  
 (下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第19条 (条文省略)            第 4 章 取締役および取締役会            第20条～第25条 (条文省略)            (取締役の報酬等)            第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。            (新設)            (新設)            (新設)</p>	<p>第1条～第19条 (現行どおり)            第 4 章 取締役および取締役会            第20条～第25条 (条文省略)            (現行どおり)            第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は株主総会の決議によって定める。            (取締役の責任免除)  <u>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度額において免除することができる。</u>            2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条～第32条（条文省略） （監査役の責任免除） 第33条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第34条～第37条（条文省略）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第28条～第33条（現行どおり） （現行どおり） 第34条（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p>

- 第3号議案** 取締役1名選任の件  
本件は、原案どおり取締役に西尾宇一郎氏が選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件  
本件は、原案どおり監査役に夏住要一郎、土田秋雄の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

## 役員の変動について

第151期定時総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役に次の各氏が選定され就任いたしました。

代表取締役社長	澤	保
代表取締役専務	阪口	勉
専務取締役	佐久間	博
常務取締役	木戸口	茂
常務取締役	竹村	善夫
常務取締役	一澤	俊作
常務取締役	井上	智司

また、株主総会終了後開催の監査役会において、常勤の監査役に笠間司朗氏が選定され就任いたしました。

以上

## 配当金のお支払いについて

期末配当金は同封の「第151期期末配当金領収証」により、払渡期間（平成27年6月29日から平成27年7月31日まで）内にお近くのゆうちょ銀行または郵便局においてお受け取り下さい。

また、振込をご指定の方には「第151期期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」を同封しておりますので、ご確認下さい。

なお、「配当金領収証」により配当金をお受取りになられる株主様あてにも「配当金計算書」を同封いたしておりますので、配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付書類としてご使用いただけます。

以上

